

警察庁訓令第12号

外国語技能検定に関する訓令を次のように定める。

昭和38年12月28日

警察庁長官 江口俊男

外国語技能検定に関する訓令

(この訓令の趣旨)

第1条 この訓令は、警察職員の外国語の技能について行なう検定（以下「技能検定」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(技能検定の目的)

第2条 技能検定は、警察職員の外国語についての技能を検定し、その技能の向上を図ることを目的とする。

(検定外国語)

第3条 技能検定は、ロシア語、中国語及び韓国語について行う。

(委員会の設置)

第4条 技能検定を実施するため、警察庁に、外国語技能検定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員長及び委員4人をもって構成する。

3 委員長は、長官官房長をもって充てる。

4 委員は、長官官房人事課長、長官官房教養課長、長官官房国際部国際第一課長及び警備局外事課長をもって充てる。

5 委員会に、専門の事務を処理させるため、専門委員若干人を置く。

6 専門委員は、検定に係る外国語ごとに、当該外国語の専門家のうちから、委員長が委嘱する。

(検定の基準)

第5条 技能検定は、級位制により行なうものとし、その検定の基準は、別表の

とおりとす。

(検定の方法)

第6条 検定は、第1次試験および第2次試験に分けて行なう。

2 委員長が別に定める資格を有するものについては、第1次試験を免除する。

3 第2次試験は、第1次試験に合格した者または前項の規定により第1次試験を免除された者について行なう。

(合格証の交付)

第7条 技能検定に合格した者には、別記様式の合格証を交付する。

(雑則)

第8条 この訓令に定めるもののほか、技能検定の実施について必要な事項は、
委員長が定める。

附則

この訓令は、昭和39年1月1日から施行する。

別表

外国語技能検定基準

級位	技 能
初級	<ol style="list-style-type: none">1 簡単な会話をするができること。2 新聞記事程度の文章をおおむね和訳することができること。3 簡単な文章を作成することができること。4 簡単な職務質問、地理教示等をするができること。
中級	<ol style="list-style-type: none">1 日常必要とされる程度の会話をするができること。2 新聞記事程度の文章を正確に和訳することができること。3 日常必要とされる程度の文章を作成することができること。4 警察業務において日常必要とされる程度の職務質問、地理教示等をするができること。
上級	<ol style="list-style-type: none">1 自由に通訳することができること。2 文献、資料等内容の高度な文章を正確に和訳することができること。3 文献、資料等内容の高度な文章を作成することができること。4 被疑者の取調べ、供述調書の作成等をするができること。

別記様式

外国語技能検定合格証書

所属

階級氏名

上記の者は 語技能検定 級に合格したことを証する

平成 年 月 日

外国語技能検定委員会委員長

警察庁長官官房長氏名

印